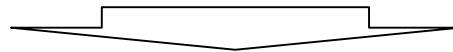


大阪府の LED 道路照明灯における、従来の技術評価制度と現状

- I 制度が発足した平成 21 年時点では LED 照明は新技術であり、企業による積極的な技術開発の途上だった。当然、統一規格は定められていなかった。



- I 積極的導入のためには
 - Ø 企業の製品開発、即ち省電力化、長寿命化を促進する必要があった。
 - Ø 道路照明灯は交通安全施設であり、一定の光学性能が求められる。



- I よって、企業が開発した製品を審査、認定する方式を取ってきた。

これまでの審査会（委員会）の役割

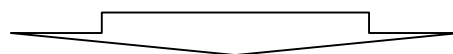
- I LED 照明の技術水準を見極め、募集要項を審議。
- I 応募製品について、単純な数値の確認以外に以下を行い、認定の可否を判断。
 - Ø 製品の特長、熱処理、生産能力、サポート体制などの聴き取り。
 - Ø 現地点灯状況の目視。

現状

- I LED 道路照明灯としての JIS 制定の動きは現状見られない。
- I 府としての LED 道路照明灯の必要性
 - Ø 残る 3 土木事務所が発注に向け手続中で、H25 年中の府管理道路 23,000 灯の LED 化の目処が立った。
 - Ø 年月経過に伴う、技術進歩や部品入手難によるバージョンアップへの対応は既発注のリース契約履行のために一定必要。
 - Ø H25 以降の府発注灯数(新設分)は H23・24 に比べるとわずかだが存在。
(年数十灯程度)



- I 技術開発の促進と積極的導入という、審査会の役割は一定達成された。
- I 当面、現性能の機器を安定的に調達できる環境が必要。



- I 今後、製品の性能をいつ、どうやって確認するか？